

奈良県選挙管理委員会告示第九十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定により、政治団体から提出のあった平成二十四年分の収支報告書について、清水勉後援会から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定により、平成二十五年十一月奈良県選挙管理委員会告示第七十二号（政治資金規正法に基づく収支報告書の要旨の公表）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十六年三月十一日

奈良県選挙管理委員会

委員長 白 井 皓 喜

清水勉後援会の項2中「女田馨費

1,130,076」を「女田馨額

1,200,076」に改め、同項4中「総経費

668,106」を「総

常経費

738,106」及び「事務所費

454,000」を「

事務所費

524,000」に改める。